

# 大分県報

令和四年  
第三三三号  
八月十二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧	二
道路区域の変更（二件）	二
道路の供用開始（四件）	三
大分海区漁業調整委員会告示	三
あわび類及びうに類の採捕の禁止	四
監査公表	四
監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）	四
監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）	一

### 告示

#### 大分県告示第三百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
令和四年八月十二日

#### 一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市大字旦野原七百番地  
国立大学法人 大分大学

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 学長 北野正剛  
特定事業場の所在地及び名称  
由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地  
大分大学挾間キャンパス
- 設置される特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二  
イ 洗浄施設

種別	能力	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水の状態の値					
						項目	単位	通常値	最大値	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
洗浄施設	〇・〇六 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 一基	令四・九・一二	令四・九・一二	八時間	なし	項目	単位	通常値	最大値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		令四・九・一三	間欠	八時間	なし	水素イオン濃度	m <sup>3</sup> /日	〇・〇六	〇・〇七	六〇	五	六〇	三
						生物化学的酸素要求量	mg/L	一〇〇	一〇〇	六〇	五	六〇	三
						浮遊物質	mg/L	六〇	八〇	六〇	五	六〇	三
						窒素含有量	mg/L	五	七	五	五	五	三
						りん含有量	mg/L	三	五	三	三	三	三

4 汚水等の処理の方法  
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排出水の量及び汚染状態の値		排水口A	
項目	単位	一日当たりの排出水量	通常の値
		m <sup>3</sup> /日	最大の値
水素イオン濃度		六・一〇六・五	六・一〇六・五
生物化学的酸素要求量	mg/L	一・二二五	二・二五
化学的酸素要求量	mg/L	三	六
浮遊物質	mg/L	〇	〇
窒素含有量	mg/L	一・六二五	三・二五
りん含有量	mg/L	〇・六二五	一・二五
その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ			

  

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間  
令和四年八月十二日から同年九月二日まで

2 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

~~~~~

**大分県告示第三百三十九号**

次の者から提出のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第二項により準用される同法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書等を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

  

|            |     |         |         |     |
|------------|-----|---------|---------|-----|
| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員   | 延 長 |
|            |     | 大分県知事   | 広 瀬 勝 貞 |     |

  

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名  
速見郡日出町大字大神三千七百五十番地二十八  
株式会社日出エコセンター  
代表取締役 遠 藤 裕 子

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
速見郡日出町大字大神字京田三千七百五十番二十五ほか十筆  
速見郡日出町大字大神字広町三千七百六十五番一ほか四筆

三 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号に規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類（以上五種類 石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日  
令和四年七月十四日

六 縦覧期間  
令和四年八月十二日から同年九月十二日まで

七 縦覧場所  
大分県生活環境部循環社会推進課及び東部保健所

~~~~~

**大分県告示第三百四十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

大分県告示第三百四十一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年八月十二日	大分県告示第三百四十一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年八月十二日		大分県知事 広 瀬 勝 貞
	道路の種類及び路線名 県道佐伯蒲江線	供用開始区間 佐伯市大字堅田字ヨコテノ上一四一九番六から佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番五まで	供用開始年月日 令和四年八月十二日

大分県告示第三百四十二号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年八月十二日	道路の種類 区間 竹田市大字下志土知字平原六七〇番二地先から竹田市大字下志土知字平原六九三番五まで	区域変更前後別 前 後	敷地の幅員 メートル 三五・三 九・〇 三五・三 一三・一	延長 メートル 二四八・三 二四八・三
	道路の種類及び路線名 県道白丹竹田線	供用開始区間 竹田市大字下志土知字平原六七〇番二から竹田市大字下志土知字平原六九三番五まで	供用開始年月日 令和四年八月十二日	

道路の種類及び路線名 一般国道三八八号	供用開始区間 佐伯市蒲江大字畑野浦字クイチガイ二〇九三番一から佐伯市蒲江大字畑野浦字仁田ノ尾奥二二二三番八六まで	供用開始年月日 令和四年八月十二日
------------------------	---	----------------------

大分県告示第三百四十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年八月十二日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
---	---------------

道路の種類及び路線名 県道佐伯蒲江線	供用開始区間 佐伯市大字堅田字ヨコテノ上一四一九番六から佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番五まで	供用開始年月日 令和四年八月十二日
-----------------------	---	----------------------

大分県告示第三百四十四号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年八月十二日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
---	---------------

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道緒方高千穂線	豊後大野市緒方町上冬原字宮ノ谷三七五番七から 豊後大野市緒方町上冬原字梅無礼三六九番七まで	令四・八・三〇
----------	--	---------

大分県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和四年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和四年八月十二日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道白丹竹田線	竹田市大字下志土知字平原六七〇番二から 竹田市大字下志土知字平原六九三番五まで	令四・八・一二

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。  
ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。  
令和四年八月十二日

大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞 一

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米水津宮野浦地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分  
点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点  
点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四〇分  
うに類  
津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によって囲まれた区域  
二 禁止期間  
令和四年九月一日から令和六年八月三十一日まで

○監査公表

監査委員公表第692号

令和四年三月三十一日付け監査第992号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。  
令和四年八月12日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 野 恭 子
大分県監査委員	篤 海 豊
大分県監査委員	戸 高 賢 史

一 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		

日田林工高等学校  
令和3年10月7日  
令和3年10月29日

指摘事項  
その他需用費の支出について、履行確認のうえ請求書を受理したにもかかわらず、かいの出納閉鎖期日までに支出せず本庁で支払った結果、請求の日から15日を著しく超過している事例が多数認められた。

措置状況  
予算執行管理及び財務会計システムとの照合による支出事務の管理を毎月複数の職員で行う体制

		を整備した。また、法令遵守による支払い遅延防止のための所属内研修を実施した。												
中津北高等学校	令和3年10月20日	<p>指摘事項① 工事請負契約について、契約事務処理が遅延したことから、適切な時期に支出負担行為をしないまま契約を締結し、また、支払遅延を回避する目的で請求書の日付を改ざんした事例が認められた。</p> <p>措置状況① エアコン取替工事であったため夏季に間に合わせる必要があったが、事務引継ぎが不十分であり事業内容の共有ができていなかったことから事務着手が遅れ、適切な時期に事務処理ができなかった。今後は事務引継ぎを確実に、業務スケジュールを複数職員でチェック・共有することにより適切な業務の進捗管理を実施し事務処理の遅延防止を徹底する。</p> <p>指摘事項② 教室空調機取替工事に係る随意契約の締結について、複数の業者からそれぞれ見積書を徴することなく、請負者に依頼して他者の見積書を提出させた事例が認められた。</p> <p>措置状況② エアコン取替工事であったため夏季に間に合わせる必要があったが、事業着手を急ぐあまり、請負業者に他者の見積書を提出させた。今後は、会計規則、契約事務規則などのルールを厳守するとともに契約事務について校内にて研修を実施する。また、主管課や土木事務所との連携を密にし、適切な工事請負契約事務を行う。</p>												
佐伯支援学校	令和3年11月9日 令和4年1月13日	<p>指摘事項 公共料金の口座振替のための前渡資金預金口座について、上下水道料の引落予定日を誤り残高が不足することから正規の手続をとらずに職員が不足額を立て替えて入金し、後日口座に振り込まれた県費を出金した事例が認められた。</p>												
					<p>措置状況 公共料金の支払決定処理を失念していたことが原因であるため、今後は、公共料金等の定期的な支払については漏れがないよう、事務処理管理表による進捗チェックを複数職員で行うこととした。また、条例や規則等に則った適正な会計処理を行うよう事務室内で研修を行った。</p>									
					<p>指摘事項 パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が複数認められた。</p> <p>措置状況 幹部会議において損傷事例の発生原因等について情報共有の上、署員に対して、パソコンの修理は長期間を要し、使用できない期間が長ければ、それだけ業務に与える影響が大きいことを肝に銘じるよう、周知・指示を繰り返し行い、再発防止の徹底を図った。 今後も引き続き、定例会等のあらゆる機会を通じて、物品の適正管理と損傷事例の防止、精密機器を使用する際の基本事項の徹底について、指導、教育に取り組み。</p>									
					<p>2 注意事項についての措置状況</p> <table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>監査実施日</td> <td>監査結果の注意事項及びその措置状況</td> </tr> <tr> <td>(知事部局・福祉保健部)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部保健所</td> <td>令和3年12月6日</td> <td> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後速やかに本人及び所内全職員に対し、注意喚起と事故防止のための声かけを実施した。 今後とも、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底するとともに、交通安全講習</p> </td> </tr> </table>	監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況	(知事部局・福祉保健部)			東部保健所	令和3年12月6日	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後速やかに本人及び所内全職員に対し、注意喚起と事故防止のための声かけを実施した。 今後とも、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底するとともに、交通安全講習</p>
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況												
(知事部局・福祉保健部)														
東部保健所	令和3年12月6日	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後速やかに本人及び所内全職員に対し、注意喚起と事故防止のための声かけを実施した。 今後とも、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底するとともに、交通安全講習</p>												
					<p>大分中央警察署</p> <p>令和3年12月1日</p>									
					<p>(警察本部)</p>									
					<p>大分県報（監査公表）</p>									
					<p>五</p>									

令和四年八月十二日

大分県報（監査公表）

五

	<p>会の開催等により安全運転に対する意識を高める。</p>			<p>措置状況③ 今後は、年金や就労所得などを適期に申告するよう指導し新たな未収金の発生防止に努めるとともに、令和２年度に発生した大口事案や継続の返還対象者については、一括回収が困難なため、分割納付に応じるよう今後とも粘り強く納付指導を行っていく。</p>
<p>中部保健所 令和３年12月10日</p>	<p>注意事項 現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況 複数の職員で手数料の入金額と領収金額を確認するようにした。 今後は、チェック体制の強化を通じて現金出納事務の適正な処理を徹底していく。</p>	<p>北部保健所</p>	<p>令和３年12月２日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 交通事故防止と安全運転の励行について、改めて所内会議や訓示により職員に徹底した。 今後も引き続き、職員に対して、交通安全講習等への参加などを通じて、更なる安全運転意識の醸成を図り、交通事故の再発防止に努める。</p>
<p>西部保健所 令和３年12月17日</p>	<p>注意事項① 現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況① 今後は、金融機関への払込みは1名で行わず、日ごとに担当を定め、複数名で確認して行うようにして、互いにチェックすることで払込漏れを防止する。</p> <p>注意事項② 郵券証紙類の管理について、数日分の使用実績をまとめて郵券証紙類受払簿に記載し、また、令和２年度分の受払簿に所属長及び物品出納員の決裁印や使用職員の受領印が長期間にわたり押印されていないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況② 今後は、切手を使用した当日の内に郵券証紙類受払簿へ記入し、物品出納員の決裁を得るとともに、毎月末の所属長供覧を徹底する。</p> <p>注意事項③ 生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。</p>	<p>こども・女性相談 支援センター</p>	<p>令和３年９月17日 令和３年10月19日</p>	<p>注意事項① 直払品調達について、1件の契約における支出見込額が大分県用品取扱規則に定める金額を超えているにもかかわらず、用度管財課を過ぎずに契約を行っていた事例が2件認められた。</p> <p>措置状況① 職員の大分県用品取扱規則の認識不足及び根拠の確認を怠ったことから、所定の事務手続きを必ず調達を行ったことから、会計・物品調達等の事務知識を修得するため、会計研修等に積極的に参加するとともに、根拠の確認や複数人でのチェックの徹底に努めるようにした。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 事故後、全職員に対して、当該事案を周知するとともに、交通事故防止の各種通知等を再度周知し安全確認を徹底するよう指示した。 また、毎年全職員を対象に交通安全についての</p>



	<p>措置状況 納付期限を翌月と誤認したことにより納付遅延が発生したことから、不納付加算税の納税告知を受けた。令和2年10月16日に予算令達を受け、令和2年10月22日に竹田税務署への納税を完了した。今後は、税金等に関する法令を十分に再確認し、複数職員によるチェック体制を徹底し再発防止に努める。</p>	<p>別府鶴見丘高等学校 令和3年11月30日 令和4年1月6日</p>	<p>せず、支給対象外と認識していたために発生したことから、今後は、最新の規定等を逐一整備し、毎月の支給対象の確認を行うこととした。</p> <p>注意事項 行政財産の貸付料について、調定が遅延したために会計規則に定める納付期限までに徴収していない事例が認められた。</p>
<p>九重青少年の家 令和3年10月7日 令和3年11月9日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、機会あるごとに職員に対して交通安全について周知する。また、当該運転職員が当日体調不良であったことが事後に判明したことから、職員相互で体調を観察する環境をつくり、朝礼の際に体調不良者がいないかを確認する。その上で、健康状態が良くない職員には公用車を運転させないようにする。</p>	<p>大分南高等学校 令和3年10月29日</p>	<p>措置状況 担当者が新任であり、事務引継ぎが不十分であったことが原因であるため、今後は、十分な引継ぎを行うとともに年間の事務スケジュールを事務室全員で共有することにより相互チェックを行うことで再発防止に努める。</p> <p>注意事項 毒劇物の管理について、長期間にわたり使用簿に所属長の確認印（署名）がされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 監査後に速やかに使用簿の整備を行った。今後は、年度当初の繰越確認、学期ごとの定期点検、実験での薬品使用ごとに速やかに決裁をとるよう関係職員に周知した。</p>
<p>歴史博物館 令和3年11月4日 令和3年11月29日</p>	<p>注意事項 現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況 会計規則の解釈を誤っていたため、今後は、会計規則等の内容を十分に理解し、複数職員で現金出納簿などを随時チェックするとともに、月末の払込みを失念しないようパソコンのスケジュールシステムでの管理を行う。</p>	<p>大分西高等学校 令和3年11月2日</p>	<p>注意事項 郵便切手の管理について、長期間にわたり受私簿に出納員及び所属長の署名等が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 押印見直し後の取扱いで、署名も不要になったと誤認していたため、適正な取扱いを再確認し、会計規則に則った整理を直ちに行った。今後は、規則改正等の内容を正確に把握し、事務室内での共有を行い適正に事務を執行するよう務める。</p>
<p>国東高等学校 令和3年11月17日 令和3年12月14日</p>	<p>注意事項 対外運動競技等引率指導業務手当について、対象業務に従事したにもかかわらず、支給が漏れている事例が認められた。</p> <p>措置状況 支給対象業務であることを確認し、追給処理をした。特殊勤務手当支給でマニュアルの改訂を知</p>	<p>斐風館高等学校 令和3年12月6日 令和4年1月12日</p>	<p>注意事項 定時制・通信制課程修学奨励金について、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条</p>



		例施行規則で毎月交付するものと定めているが、令和2年4月から翌年3月の12か月分を年度末の3月に一括して交付している事例が認められた。			措置状況 運行に支障が出ないように修理を急いいため、費用負担についての確認が不十分であった。公費支出分は、修理事業者から返納を受け、改めて受託人が修理事業者に修理代を支払った。今後は、契約内容を十分に確認し、適切な事務執行を行う。
佐伯豊南高等学校	令和3年11月11日 令和3年12月20日	注意事項 旧佐伯豊南高校の電気契約について、校舎等の売却により電気使用量が減少したにもかかわらず、電気契約の見直しを行わなかった結果、最も経済的な契約になっていない事例が認められた。	大分豊府中学校	令和3年10月29日	注意事項 デジタル教科書の購入契約に係る契約保証金について、納付させるべきところを免除している事例が認められた。
		措置状況 電気使用量に応じた電気契約に変更し、電気料を低減させた。今後は、複数の職員で適切な契約となっているか確認する。			措置状況 デジタル教科書はライセンスを購入することで取得できることから、物品が即納されるものと同じと誤認し契約保証金を免除した。 今後は、契約するすべての事案について、契約事務規則に則った契約であることを慎重に確認し、職員間で情報共有を行うとともに少しでも疑義がある場合には契約所管部署に確認した上で契約事務を行うことを徹底する。
宇佐高等学校	令和3年9月30日	注意事項 タブレット端末を紛失したことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	(警察本部)		
		措置状況 タブレット端末を紛失した職員に対して厳重に注意するとともに、全職員に対して職員会議時に情報共有し注意喚起した。また、再発防止策として、タブレット端末の持出しは必要最小限とし、やむを得ず持ち出す際には、引続きタブレット端末利用ガイドラインに基づいて「情報資産持出管理簿」に記入の上、適宜、所持の確認を行うよう周知徹底した。	警察学校	令和3年11月15日	注意事項 扶養手当について、年に一度の現況確認において扶養親族の収入の確認が不十分なため基準額以上の収入があった月分の手当を支給している事例が認められた。
佐伯支援学校	令和3年11月9日 令和4年1月13日	注意事項 スクールバス運行業務委託について、契約では交通事故等による損害が受託人の責による場合は、学校が損害の賠償の請求をするものとするとしているが、学校が修理費を支出し、賠償の請求をしていなかった事例が認められた。	大分南警察署	令和3年11月18日	注意事項① 今後は、年に一度の現況確認をより厳格に行い、特に、月々の収入に変動がある扶養親族については、扶養対象外となった後の1年間の収入状況の確認を複数人で行うこととし、対象者が異動する場合は、異動先への引継ぎを確実にを行う。

	<p>パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 本件事案発生後、発生の原因や防止対策等について、幹部会議において情報共有の上、定例会時に署員に対し、パソコンの開閉は両手で丁寧に扱うこと、物の落下による損傷を防止するためパソコン周辺の整理整頓を行うことなどパソコンを扱う際の注意事項などについて具体的に周知・指示を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後引続き、定例会等の機会を通じて、物品の適正管理や精密機器を取り扱う際の基本事項などについて繰り返し指導・教育を行うことにより、損傷事案防止に努める。</p> <p>注意事項② 防弾面を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 本件事案発生後、幹部会議や定例会において、署員に対し、本件を事例とした物品損傷の危険性、物品の性質に応じた適正な保管方法、損傷により県に与える損害等についての周知・指示を行った。また、防弾面を管理するために必要な装備資機材に対しては、自身の身を護るために必要な整備を行い、常時使用可能な状態を維持するよう指導し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後引続き、物品の適正管理・取扱いについて繰り返し周知・指示を行うことにより、損傷事案防止に努める。</p>	<p>宇佐警察署</p> <p>令和3年10月15日</p>	<p>した。また、全署員に対し、事故の発生要因及び注意事項を含め、公用車事故防止の周知・指導を実施した。</p> <p>今後引続き、朝礼や定例会等を通じて、交通事故防止の教育を反復継続して実施するほか、署外活動出発時に上司等が声かけを行うなど、署員の交通事故防止に取り組んでいく。</p> <p>注意事項 デジタルカメラを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、定例会等の機会を通じて署員に対し物品の適切な管理について指示した。また、現場に持ち出す際には状況に応じた物品の適切な取扱いについて、課長又は当直主任から注意を促すこととした。</p> <p>今後引続き、物品の適正管理と損傷事案の防止について、繰り返し指導・教育に取り組む。</p> <p>注意事項 パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、幹部会議において事故の情報共有を行い、朝礼や定例会時に署員に対して、パソコンを使用する場合の基本的な注意点などを周知し、具体的な再発防止策の指示の徹底を図るとともに、物品の適正管理についての指導を実施した。</p> <p>今後引続き、物品の適正管理のための指導を適宜継続的に実施し、同種事故の再発防止に努める。</p>
<p>別府警察署</p> <p>令和3年12月14日 令和4年1月25日</p>	<p>注意事項 原動機付自転車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、原動機付自転車を損傷させた署員に対する面接指導を実施するとともに、発生要因及び再発防止策について幹部会議で情報共有</p>	<p>佐伯警察署</p> <p>令和3年11月15日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、事故を起こした署員に対する</p>

面接指導を実施するとともに、全署員に対し、事故の発生要因及び注意事項を含め、公用車事故防止の指示・指導を実施した。  
今後も引き続き、朝礼や定例会等を通じて、交通事故防止の指導を反復・継続して実施するほか、安全運転訓練・指導を行い、署員の交通安全意識の高揚に取り組み。

~~~~~  
**監査委員公表第693号**

令和4年3月31日付け監査第933号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月12日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通  
 大分県監査委員 長 野 恭 子  
 大分県監査委員 長 鷲 海 豊  
 大分県監査委員 戸 高 賢 史

1 注意事項についての措置状況

| 監査対象機関       | 監査実施日      | 監査結果の注意事項及びその措置状況                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (知事部局・土木建築部) |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 大分土木事務所      | 令和3年11月12日 | <p>注意事項<br/>           現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>           事務担当班内で研修を行い、会計規則等の再確認を行った。<br/>           今後は、保管現金以外は入れておかないように金庫の引出し内を整理し、複数人によるチェックを行い、払込金額と現金出納表との突合を徹底する。<br/>           また、職員間で声かけ確認を行う等、払込み漏れの再発防止に努める。</p> |

(知事部局・土木建築部)

大分土木事務所

令和3年11月12日

注意事項  
 現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。

措置状況  
 事務担当班内で研修を行い、会計規則等の再確認を行った。  
 今後は、保管現金以外は入れておかないように金庫の引出し内を整理し、複数人によるチェックを行い、払込金額と現金出納表との突合を徹底する。  
 また、職員間で声かけ確認を行う等、払込み漏れの再発防止に努める。